

令和4年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|---|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 放棄した債権の報告について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町犯罪被害者等支援条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 9号 | 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 那珂川町体育施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 那珂川町高額療養費資金貸付基金条例の廃止について | |

- (町長提出)
- 日程第16 議案第15号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第6号)の議決について
(町長提出)
- 日程第17 議案第16号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
(町長提出)
- 日程第18 議案第17号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出)
- 日程第19 議案第18号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出)
- 日程第20 議案第19号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
(町長提出)
- 日程第21 議案第20号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について
(町長提出)
- 日程第22 議案第21号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について
(町長提出)
- 日程第23 議案第22号 令和4年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第24 議案第23号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第25 議案第24号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第26 議案第25号 令和4年度那珂川町後期高齢者特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第27 議案第26号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第28 議案第27号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第29 議案第28号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第30 議案第29号 令和4年度那珂川町水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	福田浩二	2番	大金清
3番	川俣義雅	4番	益子純恵
5番	小川正典	7番	益子明美
8番	大金市美	9番	川上要一
10番	阿久津武之	11番	小川洋一
12番	鈴木繁		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	高林伸栄
総務課長	岩村房行	企画財政課長	益子雅浩
税務課長	大武勝	住民課長	加藤啓子
生活環境課長	高瀬敏之	健康福祉課長	薄井和夫
子育て支援課長	板橋文子	建設課長	佐藤裕之
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮	上下水道課長	益子泰浩
学校教育課長	藤浪京子	生涯学習課長	小松重隆

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（鈴木 繁） 日程第1、報告第1号 放棄した債権の報告についてを議題とします。
本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めまして、おはようございます。

一昨日、昨日と2日間にわたりまして、一般質問で貴重なご提言等いただき、本当にありがとうございます。これからの町政運営に最大限反映させてまいりたいと思います。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄したもので、同条例第16条の規定により議会に報告するものです。

高額療養費資金貸付金につきましては、同条例第15条第1項第1号に規定されております消滅時効の完成により、5万4,026円、1名の債権を放棄いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております薄井秀雄氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となります。薄井秀雄氏は、平成25年7月1日から3期9年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として蓮見和恵氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。蓮見和恵氏は、教諭として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は現在、山口雅夫氏、小祝邦之氏、縣 千恵子氏、川上弘之氏、大金美江氏、佐藤明彦氏、薄井秀雄氏の7名ですが、薄井秀雄氏の後任として蓮見和恵氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第3、議案第2号 那珂川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町犯罪被害者等支援条例の

制定について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、多様化する犯罪事件や悪質な交通事故が後を絶たず、被害者やご家族の方々は事件・事故による精神的・身体的な被害だけでなく、経済的負担や周囲の人からの配慮ない言動による二次被害にも苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者の支援について、国においては、平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、基本理念とともに地方公共団体の責務が定められ、国との役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施することとされました。栃木県においては、令和3年4月に栃木県犯罪被害者等支援条例が施行され、第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画を策定し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目標に施策を推進することとしたところであります。

今回の条例制定につきましては、こうした情勢を鑑み、当町の犯罪被害者等支援施策を推進していくための方向性を示す基本条例として、基本理念と支援の基本となる事項を定めるとともに、犯罪行為によりお亡くなりになった方のご遺族や重傷病を負った方に対して見舞金を支給する制度を設け、必要な事項を定めるものとしたものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

第1条は、目的で、当町における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町民が安全に安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、施策の基本となる事項を定めるために制定するものです。

第2条は、定義で、条例中における用語の意義を定めるものです。

第3条は、基本理念で、第1項で、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられること、第2項で、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に推進されること、第3項で、個人情報 の適正な取扱い、安全の確保に努めることの3点を基本理念としております。

第4条から第6条は、町、町民及び事業者の責務で、町は基本理念に則り施策を推進し、町民等や事業者は施策に協力するよう努めることとしております。

第7条は、相談及び情報提供で、町は犯罪被害者等の相談及び支援情報の提供に努めることとしております。

第8条は、見舞金の支給で、犯罪行為により町民が死亡もしくは重傷病を負った場合に、

遺族または本人に遺族見舞金または重傷病見舞金を支給することを定めたもので、遺族見舞金は、犯罪行為により町民が死亡した場合で、その遺族に30万円を支給、重傷病見舞金は、犯罪行為により町民が重傷病を負った場合で、本人に10万円を支給することとするものです。重傷病の定義ですが、第2条の定義で定めた第8号のとおりで、療養期間が1か月以上で、精神疾患の場合は、この療養期間に加えて3日以上、労務に服することができない程度のものであります。

第9条は、人材の育成等で、研修等を通じて犯罪被害者等の支援を担う人材育成に努めることとするものです。

第10条は、理解の促進で、情報提供や啓発活動など必要な施策を講じることとし、第11条は、民間支援団体との連携で、犯罪被害者等への支援活動を行っている民間団体の活動を支援することとしています。

第12条は、意見の反映で、犯罪被害者等の意見・要望を施策に反映させることに努めることとします。

第13条は、支援の制限で、社会通念上適切でないと認められる場合は支援を行わないものとするものです。

第14条は、委任規定です。

附則は、条例の施行期日と経過措置を定めたもので、第8条の規定による見舞金の支給は、施行日以降に発生した犯罪行為による被害を対象とすることを規定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第4、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い、新たに不妊治療のための休暇が新設されたことから、関係する条例を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、国家公務員に準じて所要の改正を行うものであり、特別休暇に新たに不妊治療のための休暇を新設するものであります。

不妊治療と仕事を両立させ、職場環境の整備を推進するため、別表第1に不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合を新設し、休暇の期間を一つの年度で5日の範囲内とすることを追加するものであります。

期間については、体外受精及び顕微授精に係る通院等においては、当該休暇の期間を10日の範囲内とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、
原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第5、議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い、職員の育児休業に関する規定の一部が改正されたことから、関係する条例を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い

い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員育休法及び改正民間育児・介護休業法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正は大きく2点あります。1点は、非常勤職員の休業等の取得要件の緩和に関すること、もう1点は、任命権者に対する措置等の義務づけになります。

参考資料をご覧ください。

まず、1点目の非常勤職員の休業等の取得要件緩和であります。これまで育児休業や介護休業を取得する際の要件として、1年以上の在職期間の要件がありましたが、この期間要件を廃止するものとして、第2条第3号アの（ア）を削り、次項（イ）、（ウ）を繰り上げるもの、第21条は、期間要件の廃止により、第2号イを削り、文言の整理を行うものであります。

2点目の任命権者に対する措置等の義務づけであります。2つの事項が新たに義務化されることになります。

まず一つは、職員本人あるいは職員の配偶者が妊娠・出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の周知や取得の意向確認などの措置を講じること、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにすることです。

もう一つは、育児休業を取得しやすい環境整備のため、研修の実施や相談体制の整備などの措置を講ずるものであります。

第27条は、第24条の次に2条を追加したことで、第25条が繰下げとなるものです。

附則は施行日を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第6、議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の議案につきましては、昨年8月の人事院勧告を受け、本年2月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議員、町長等及び職員の期末手当の支給月数を引き下げるものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で町議会議員の期末手当を、議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で町長、副町長、教育長の期末手当を、それぞれ国に準じて改定を行うものであります。

また、議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員に準じて職員の期末手当の改定を行うものです。

主な改正内容であります。第7号議案の最後に添付してあります参考資料により説明いたしますので、ご覧願います。

まず、議案第5号と議案第6号の議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改定ですが、令和3年度の期末手当の支給月数を3.35月から0.1月引き下げて年間3.25月となることから、令和4年4月1日以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期において、それぞれ0.05月引き下げ、それぞれ1.625月とするものであります。

次に、議案第7号の職員の給与の改定ですが、人事院勧告で民間の賞与に当たる期末勤勉手当の支給月数を民間の支給割合4.32月と均衡を図るため、令和3年度の期末手当の支給月数4.45月から0.15月引き下げて、期末勤勉手当が年間4.3月となるよう勧告しております。これに基づき、令和4年4月1日以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期において、それぞれ0.075月引き下げ、それぞれ1.2月とするものであります。

また、再任用職員については、期末手当を0.1月引き下げ、期末勤勉手当を年間2.25月とすることから、令和4年4月1日以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期において、それぞれ0.05月引き下げて、それぞれ0.675月とするものであります。

なお、職員の勤勉手当については、職員及び再任用職員とも改定はありません。

次に、3、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてですが、令和3年12月期で本来減額すべきだった額を令和4年6月期の期末手当から減額するものであります。この特例措置の対象者は、昨年12月期の期末勤勉手当を受給したもので、かつ、本年6月期にも期末勤勉手当を受給するものとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 第7号の那珂川町職員の給与を一部減額するということについて、反対をいたします。

このところ、日本の働く人の賃金は上がっていません。これは、いわゆる先進国と言われる中では唯一、日本だけのことです。これが少子化に拍車をかけていると、私は大きな原因であるというふうに思います。

公務員の賃金をどうするかについては、人事院勧告が民間との格差をどうするかということで、民間に準拠して上げたり下げたりというのを勧告していますが、民間も上がっていません。ただし、大企業の内部留保は右肩上がりです。

大きな会社は、利益を上げながら、働く人の賃金を増やしていません。それに準拠して、公務員も上げなかったり、あるいは下げたり、そういうことが繰り返されています。これでは、いつまでたっても国民の生活はよくなるしないし、先ほど言いましたように少子高齢化も、いくら努力をしても、なかなか基本的なところを改めない限り、うまくいかないと思います。

そういう点で、僅かであっても町職員の期末勤勉手当を引き下げるということは、また新たな、民間もそれにまた準拠して上がらないという原因にもなりますので、断ち切るべきだということで、私は減額に反対をいたします。

○議長（鈴木 繁） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第9、議案第8号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の基準に基づく消防団員の報酬の見直しに伴う改正及び学校評議員を廃止することにより項目を削除するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤特別職である消防団員及び学校評議員の報酬を見直すものであります。

消防団員の報酬の見直しについては、年額報酬の改正と出動手当の報酬化の2点があります。消防団員の年額報酬については、消防庁において、地域消防団の処遇改善として非常勤消防団員の報酬等の基準が示され、町においても、この基準と同水準となるよう改正するものであります。

その内容は、副団長報酬を13万円から3万円引き上げて16万円に、班長報酬を3万6,000円から4,000円引き上げて4万円に、団員報酬を3万1,000円から5,500円引き上げて3万6,500円とするものです。

次に、団員出動時の出動手当を報酬として追加するものであります。

現行では、火災や災害等で出動した際の出動手当を1回1,500円としておりますが、国においては1日8,000円を基準とすることから、火災や災害、捜索については2時間まで2,000円とし、1時間経過するごとに1,000円を加算し、1日の上限を8,000円として報酬とします。点検や訓練のための出動の際の手当は、1回につき1,000円の手当から2,000円の報酬とし、警備出動については額面は変わらないものの、報酬とするものです。

次に、学校評議員の報酬については、令和4年度から現在の学校評議員を廃止して、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールを町内全小・中学校で導入することから、学校評議員の項を削除するものであります。

なお、附則は、施行期日を令和4年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第10、議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町消防団は、荒井 諭団長の下、総勢437名が在職しております。火災や災害の際には昼夜を問わず出動いただき、町民の安心・安全のため、多大なご尽力とご貢献をいただいているところであります。

今回の改正は、先ほどの議案第8号のとおり、消防団員の報酬について、団員の処遇改善のため、火災等の出動に係る手当を報酬化し、消防団員の報酬を年額報酬と出動報酬とする見直しをしたことに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 総務課長。

○総務課長（岩村房行） 補足説明を申し上げます。

消防団員の報酬、手当につきましては、本条例第12条及び第13条に規定されているとこ

ろであります。先ほどの議案第8号による消防団員の報酬の見直し、改正に伴いまして、文言の改正等を行うものであります。水火災、警戒、訓練等に係る手当を出動報酬とし、団員の報酬を年額報酬と出動報酬の2種類に改めるものであります。

第12条は、報酬についてでありまして、団員報酬が年額報酬と出動報酬の2種類となることから、報酬は年額報酬及び出動報酬と改正するものです。

第13条は、手当及び旅費についてであり、災害対応や訓練への出動手当が報酬化されることから、手当に関する第1項を削り、第2項を第1項とするものです。

附則は、施行日を本年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第11、議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染

及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、埋立て等に関する土砂等の安全基準を見直し、搬入される土砂等については原則県内で発生する建設発生土に限定し、かつ改良土を禁止することにより、土壌や地下水等の安全性を確保することで、生活及び自然環境を保全するものであります。

また、町の許可が必要となる埋立て等の下限を1,000平米以上から500平米以上に引き下げることで、土砂等の埋立て案件をさらに把握し、適切な指導・監視をすることができるようにいたします。その他、事前協議や周辺住民への説明を規定することで、周辺の住民への周知期間の確保や不安を解消し、町民の安全・安心を図るため、条例の一部を改正するものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之） 補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

今回の条例改正は、近年、栃木県内各所で発生しています不適切な土砂等の埋立ての発生を未然に防止し、生活環境及び自然環境を保全するために条例の一部を改正するものです。

今回の改正点につきましては、1点目として、町の許可申請を要する土砂等の埋立て等に供する面積を引き下げること、2点目としまして、改良土の埋立て等の許可を対象外とすること、3点目として、栃木県外で発生した土砂等の搬入を禁止すること、4点目として、許可申請前の事前協議と周辺関係者への説明を明示したこと、5点目として、埋め立てる土砂等を建設発生土に限定したこと、6点目として、埋め立てる土砂等は県内で発生したものを掘削現場から直接搬入すること、以上6点になります。

裏面をご覧ください。

改正内容につきましては、第2条、定義の第2号について、町の許可が必要な小規模特定

事業の面積要件の下限を1,000平方メートル以上から500平方メートル以上に引き下げ、より多くの埋立て案件を町で把握し、適切な指導・監視をすることができるようにいたします。

同じく第3号について、小規模特定事業等の小規模特定事業以外の面積要件の上限を1,000平方メートル未満から500平方メートル未満に引き下げるものです。

同じく第4号について、改良土に関する定義を追加します。

第2条の6、土砂等の安全基準等の第3項について、小規模特定事業等で使用する土砂等について、改良土と県外発生土による埋立てを禁止します。

第3条の3、事前協議として、許可申請前に町と事前協議を要する規定を加えます。

第3条の4、周辺関係者への説明として、事前協議後の周辺関係者への事前説明会の実施に関する規定を加えます。

第5条、許可の基準の第1項第7号として、小規模特定事業の埋立て等に使用する土砂等について、省令に基づく第1種から第3種の建設発生土に限る規定を加えます。

同じく第8号として、小規模特定事業の埋立て等に使用する土砂等について、栃木県内で発生した土砂等に限る規定を加えます。

附則は、施行期日を令和4年4月1日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 今回の条例改正で、面積の下限を引き下げていただいたこととか、事前協議、また周辺住民への周知を付け加えていただいたことは評価いたします。

ただ、今、住民が不安に感じている案件があるので、施行日まで期日があるというところに対して、町はどのように対応していただけるのか、1点だけ伺います。

○議長（鈴木 繁） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之） ただいまの議員の質問でございますが、現在、健武地内に1件、改良土と見られる搬入がございます。そちらのほうは、3月現在、まだ許可申請が出ておりませんので、その現場につきましては、課内で注視して現場を見守りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之） それでは、お答え申し上げます。

まずは建設課といたしましては、道路パトロールを重視するというので、本日から道路パトロールに当たる、日に午前・午後1回ずつでございますけれども、道路パトロールに当たりたいと考えております。

なお、その案件に関しては、道路法第24条に關します請願工事に該當することからの点検というようなことございまして、その主な内容は、道路から民地への乗り入れに関する工事、法面の埋立て工事等々でございまして、いわゆる町道から集積所を伴う用地に入る場合に、その取付道路等を造る場合の規制になります。これは協議が必要であるということございまして、そのためのパトロールというようなことを重視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第12、議案第11号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改

正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町馬頭総合福祉センターにつきましては、本年度、改修工事を実施したことにより、部屋の用途が一部変更となり、あわせて、居室運営事業を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 補足説明を申し上げます。

別紙添付の参考資料に基づきご説明いたします。

今回の改正理由は、本年度実施した馬頭総合福祉センター改修工事により新たな施設等が整備されたこと、あわせて、居室運営事業を廃止することから、条例を一部改正するものです。

改正内容は、まず第3条第2号、居室事業に関することを削除し、以降を繰り上げるものです。これは介護保険サービスの普及により、居室事業の必要性がなくなったことから、今年度末で廃止するものです。

次に、第4条第2項を削除するもので、前条と同じく居室運営事業廃止によるものです。

続いて、同条第3項以降を繰り上げて、繰り上げ後の第3項第1号を集会室、第2号を研修室に改正し、第3号、調理実習室、第4号、多目的室を追加するものです。これは、今回の改修により新設された各部屋を規定するものです。

続いて、第14条第2項第3号を削除し、以降を繰り上げるもので、居室運営事業廃止によるものです。

続いて、別表についてですが、教養娯楽室と厨房は削除します。調理実習室を新規に追加し、使用料は1時間当たり600円に、居室から名称を変更した多目的室を追加し、大きい部屋をAとして1時間当たり300円、通常サイズの部屋をBとして1時間当たり200円の施設使用料とします。居宅サービスルームは、備考欄の関連設備に厨房を加え、使用料を一月当

たり14万円とします。

別表の2、居室使用料については、事業廃止により削除します。

附則は、施行期日を令和4年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 条例に反対するものではないんですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、居室サービスルームに関して、内容を変更されるわけなんですけど、福祉センターを改修するに当たって、今まで一時避難として活用してきた部分の居室としての活用部分を残していただきたいという要望をしていたんですが、そのことに関しては、どういった内容になっているのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 一時避難としての居室ですが、実際のところ、居室の利用につきましては、平成20年度には3人程度から2名程度いたんですが、その後は利用がない状況で、その後、平成24年度に2人、それぞれ一月程度の短期間ですけれども、利用があったというほかは、全く現在まで利用がないという状況になっております。

一時避難場所ということですが、そうしますと、宿直の人を雇って置いたりとか、そういった手間がいろいろかかりますので、それよりも現在は、緊急一時避難のショートステイとか、そういった制度がありますので、それで民間の介護関係の施設を利用するほうが、はるかに安全で確実な方法だと考えておりますので、そういった対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） それは高齢者に限った例だと思うんですね。なかなか詳細はここでは言いにくいですが、それ以外の一時避難という例も過去にあったはずなんですね。

だから、そういう部分で活用できるような形を残しておかないとならないのかなというふうに思いますが、先ほど課長が答弁されたのは、多分、高齢者関係であるのかなというふうに思いますが、それ以外の部分で緊急避難をしなければ、警察に駆け込むような緊急避難をしなければいけないような場合にも対応できるような場所として、活用できる部分を残して

おいてくださいということで、たしか前の健康福祉課長だったと思うんですが、そういった答弁、残すような答弁をされていたかなと思うんですが、その場合は活用できるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 多目的室に直した部分は、全部を直したというわけではなくて、以前の部屋の部分も残っておりますので、そういった部屋を使って、緊急一時避難ができないかどうか、研究、検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木 繁） 再開いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第13、議案第12号 那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、栃木県が令和4年度より重度心身障害者医療費助成の対象者を拡大することとしたため、これに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 補足説明を申し上げます。

別添の参考資料により説明いたします。

精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象にすることについては、平成31年第1回町議会定例会において陳情が採択されるなど、町議会からも要望をいただいておりますが、このほど栃木県において、重度心身障害者医療費助成の対象に精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者を追加することとしましたので、今回の改正は、これに対応するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第2条、重度心身障害者の定義において、第4号に精神保健福祉センターにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級と認定された者であることを追加するものです。

附則は、施行期日を令和4年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第14、議案第13号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

町民の生涯スポーツの振興と健康づくりに寄与することを目的に、町で進めております那珂川町屋内水泳場の建設は、今月の竣工に向けて工事を進めているところです。

今回の改正は、利用者の利便性を高めるため、那珂川町屋内水泳場の使用料に1か月定期券と3か月定期券の項目を追加するものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよ

うお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町体育施設条例一部改正の概要をご覧ください。

今回の改正は、那珂川町屋内水泳場の使用料に1か月定期券及び3か月定期券を追加するものです。

改正の内容ですが、別表の（1）プール使用料、（2）トレーニング室使用料、（4）プール・トレーニング室共通に、それぞれ1か月定期券及び3か月定期券の使用料を定めるものです。

なお、実際の利用料金は、条例で定める額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて設定することとなっております。

附則は、施行期日を令和4年4月1日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一） この間質疑したのと同じと思うんですけども、1か月、3か月、今日は枠の中の審議ですか、それとも全体として、先ほどプールは、一番最後ですね、1年間、定期券1万8,000円と、トレーニングが3万円、4万8,000円なんですけれども、後ろのやつに、後ろのページですね、また5万5,000円となっているんですけども、今回は1か月と3か月のことを審議しているんでしょうか、全体を審議しているんでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 今回の条例改正につきましては、説明していますとおり、1か月定期券及び3か月定期券の項を追加するという提案でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一） そうすると、年間の定期券は、このとおりに5万5,000円ということになるんでしょうかね。改定はしないんですか。

前回これは指摘したと思うんですけども、4万8,000円が5万5,000円ということにな

ると、これは訂正するべきだと思うんですけども、このことについては内部で、やっぱり調整というか、審議はしたんでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） ただいまの件につきましては、それぞれのプール、トレーニング室使用料、それぞれの利用回数等を勘案して、この条例の金額を定めているところでして、先ほど申したとおり、実際の料金につきましては、指定管理者が教育委員会の承認により定めるということとなっております。

この条例の料金につきましては、来年度オープンしますので、その利用状況あるいは利用者の声を聞きながら、見直しを含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一） じゃ、このままの料金設定でやるわけですね。利用状況を見てからというわけですから、利用状況を見ないまでは、この両方共通券は5万5,000円で売るわけですね。

そうすると、やっぱりこの料金表を窓口に表示された場合、これは必ず利用者から、何だこれは、併設のがいっぱい取られる。担当、例えばプール使用料、トレーニング使用料、別々に買ったほうがずっと安いじゃないかと、これは批判が出ることは必定ですけども、これについても、やっぱり町としては、このまま続けるんでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 何回も答弁の中で申し上げているとおり、この条例の額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て利用料金を定めるところで、前回の全員協議会におきましても、指定管理者から提案のあった額の一覧表を差し上げているかと思えますので、その額になるとすれば、逆転現象は起きていないという状況もありますので、条例につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後の利用者のニーズもしくは町民の意見を聞きながら、条例の金額は、見直しを含めて検討させていただきたいというところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかにありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典） 5番です。

まず、そちらのほうは別にしまして、3か月、これを個別ですと1万5,000円、やはり共

通にしますと1万6,000円、これも一般的に言えば、共通する券というのは安価になるんですね。先ほど小川洋一議員が言われました、そちらのほうはもう決定だと、こういうお話であれば、やはり共通券は安価にすると、これは当然の話ですよ。

いろんなところに行っても、何と何を買えば安くなりますよ。それは高くなるんだったら、当然個別ですよ。そういう内容を条例で定めるとするのは、町としての考え方はおかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） そのご質問に対しましては、前回の全員協議会でも若干取り上げた部分かと思いますが、共通券であれば、プール、ジムというのが入替えなしに利用できるという部分、個別であれば、プールに入って1回出る、ジムに入って1回出るというようなところもあるかと思いますが、それも含めまして、今後の利用状況等の中で見直しを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 小川正典議員。

○5番（小川正典） 両方ぶら下げていると、そんな入替えなんか必要ないと思うんです。共通券であろうとも、2枚ぶら下げていると、それで1回出て、また入るんですかと、それは運用の面ですよ。この条例は金額ですよ。

ということも考えますと、やっぱり金額をここで定めるということだと、運用面の話はちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 繰り返しになりますが、今後の運用の中で、条例の金額の見直しを含め検討させていただきたいということで、よろしくお願いします。

○議長（鈴木 繁） ほかにありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 今回は、1か月と3か月の定期券についての提案だということなんですけれども、今小川議員が言った3か月のところだけじゃなくて、1か月のところも同じなんです。同じようになっています。個別で買ったほうが安いというふうになっています。

それで、以前この料金表、全体を提示したとき、この1か月、3か月はまだなかったときですけれども、料金については、以前示したのは上限だと。指定管理者が決まったら、指定管理者と協議して決めるというふうになっていました。その協議して決めたものがこれなの

か、それともこれから決めるのか、どちらなのでしょう。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 今回提案していますのは、条例での金額となっております。

何回も繰り返すようですが、これを上限としまして、指定管理者から提案のあった額を承認、教育委員会で承認されれば、その額が利用料金になるものです。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 指定管理者に指定されたフクシ・エンタープライズは、大田原市2か所でも指定管理者になっていますね。それで、実際に自分たちで料金を設定して、もちろん市と相談しての上だと思いますが、やっているわけです。

その料金と、何回も言いますけれども、那珂川町が考えている料金が違うわけです。こちらのほうが高いですね。この間は全員協議会で、指定管理者のほうからその点について、こちらのほうが高いというようなことについて意見があったかという質問したら、なかったという答えでしたけれども、それでいいですね。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 那珂川町の料金が高いという意見はございませんでした。逆に、大田原市の料金が安いという意見はいただいたところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） そうなると、今まで示してきた料金、それから今回示している料金、これを業者と一緒に決めるということになるのではないかなというふうに私は思いますけれども、そういう見通しでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） 指定管理者から提案のあった額で、教育委員会で承認されれば、その額が適用になるというものです。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵） 4番、益子純恵です。

今、皆様からご指摘があったとおりになんですけれども、2月21日の全協のときに、指定管

理者からの利用料金の提案という資料を頂いていますけれども、その中では、共通券のほうが安いという事業者からの提案は出ているんですけれども、いずれにしましても、条例のほうで共通券のほうが高くなってしまいうのは、一般的に考えて、やはりちょっとおかしいのかなというようなところも考えられますので、実際に町民プールを使われる皆様にとっては、こちらの事業者が提案したものになるので、そういったところで、運用面では問題ないのかなとは思いますが、条例のほうが高いというのは、検討の余地があるのかなと思いますので、いずれにしても、今回見直すのか、運用しながら見直すのかというところは別としましても、やはり一般的な常識から見て、共通券のほうが高いというのは、皆さん思っているとおりだと思うので、見直しは今後必要かなと思います。これは意見です。

○議長（鈴木 繁） 答弁はよろしいですか。答弁求めますか。

答弁をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆） この共通券につきましては、何回も申ししているように、利用状況も勘案しながら、見直しのほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに意見はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典） やはり業者のほう常識があると、こういう判断をせざるを得ない。

金額をどうのこうの言っているわけではございません、個別のですね。やはり共通券が個別よりも高い。誰しものが、発言された議員さんがそうおっしゃっているわけですから、町も常識ある価格設定というのを条例にさせていただかないと、何をやっているんだという一般の町民から指摘された場合、私どもも答えようがございません。そういう意味で反対をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第15、議案第14号 那珂川町高額療養費資金貸付基金条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町高額療養費資金貸付基金条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

高額療養費が現物給付化されたことにより、高額療養費資金貸付基金による貸付けの必要性並びに基金を設置する意義がなくなったこと、また、基金に係る債権が整理されたことに伴い、廃止するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 補足説明を申し上げます。

別添の参考資料により説明いたします。

高額療養費資金貸付制度につきましては、高額療養費の支給対象となる療養を受け、その高額な費用の支払いのため、一時的に生活が困難となる場合に、当該費用の一部に充てるための資金を貸し付けることにより被保険者の療養を確保し、生活の安定を図ることを目的と

した制度でありました。しかし、平成19年度より高額療養費が現物給付化されたことにより、著しく高額な医療費自己負担額の支払いに充てるための資金貸付を必要とする状況が解消され、高額療養費資金貸付による貸付けの必要性並びに基金を設置する意義がなくなりました。

また、町債権管理条例に基づき、未償還分の債権を放棄したことに伴い、高額療養費資金貸付基金に係る一切の債権が存在しない状況になりました。

以上2点の理由により、このほど廃止するものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町高額療養費資金貸付基金条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第16、議案第15号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決について、日程第17、議案第16号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特

別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第18、議案第17号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第19、議案第18号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第20、議案第19号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、以上5議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第15号から議案第19号、令和3年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び国・県等の補助事業の追加認定になったもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したもの、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定または見込みがついたものなどを計上するものであります。

また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のほか、社会保障・税番号制度システム改修事業など、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として令和4年度に繰り越すことといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は普通交付税の確定によるもので、7億1,871万4,000円を増額するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金の増額のほか、地方道路交付金事業や児童手当給付事業など各種事務事業の確定等により、1億1,513万9,000円を増額するものであります。

県支出金は、農村地域防災減災事業費の増額のほか、公共交通確保対策事業費や栃木県民間住宅耐震改修助成事業費など各種事務事業の確定等により、4,533万2,000円を増額するものであります。

繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金及び地域振興基金などからの繰入金を減額するほか、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の事業費精算確定に伴う繰入金を増額するなど、6億7,776万6,000円を減額するものであります。

町債は、道路整備事業債や中学校整備事業債を増額したほか、屋内水泳場整備事業の確定により、9,840万円を減額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、後年度における公債費の財源を確保するため減債基金積立金を増額するほか、公共交通確保対策事業費の増額など、2億6,838万3,000円を計上しました。

第2は商工費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたプレミアム付商品券事業補助金のほか、観光施設のトイレ改修工事やふるさと館の改修工事など観光施設管理費の増額によるもので、6,072万円を計上しました。

第3は農林水産業費で、県補助事業の追加認定になった農業用ため池長寿命化計画策定事業を増額するほか、米消費拡大及びブランド米推進事業費の増額により、4,162万5,000円を計上しました。

その結果、一般会計の補正額は4億円の増額となり、補正後の予算総額は100億3,600万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は施設管理運営費を増額するもので、その財源は繰入金を減額し、繰越金を増額することといたしました。その結果、補正額は200万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は2億5,200万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費のほか財政調整基金積立金、諸支出金などを増額するもので、その財源は県支出金、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。その結果、補正額は8,800万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は22億1,200万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するほか、後期高齢者健診事業費を減額するもので、その財源は後期高齢者医療保険料、繰越金等を増額し、一般会計繰入金を減額することといたしました。その結果、補正額は500万円の増額となり、補正後の予算総額は2億1,950万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費のほか介護給付費準備基金積立金及び諸支出金を増額するもので、その財源は介護保険料、支払基金交付金、国・県支出金、繰越金などを増額することといたしました。その結果、補正額は6,000万円の増額となり、補正後の予算総額は20億4,630万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。国の補正予算措置による事業の前倒しや新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものであります。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業は、マイナンバーカード保有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るもので330万円。

3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯臨時特例給付金事業は、子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金に係る補助金で500万円。

5款農林水産業費、1項農業費、米消費拡大及びブランド米推進事業は、那珂川町産のブランド米の消費拡大及びプロモーションのため150万円、農業用ため池長寿命化計画策定事業は、ため池4か所の長寿命化計画策定業務で4,400万円。

6款商工費、1項商工費、観光施設管理事業は、観光施設のトイレ改修工事のほか、ふるさと館の改修工事などで3,148万円、那珂川町プレミアム商品券発行事業は、プレミアム率20%の商品券発行に係るもので4,000万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線の道路改良及び橋梁の修繕などで9,450万3,000円、町道改良補装事業は、町道都新道線及び町道金谷線の道路改良工事7,149万円。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校学校保健特別対策事業及び馬頭東小学校学校保健特別対策事業、小川小学校学校保健特別対策事業は、感染症対策物品等購入費で各校91万円、3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業は、校舎改修工事1億5,800万円、同じく馬頭中学校学校保健特別対策事業及び小川中学校学校保健特別対策事業は、感染症対策物品等購入費で各校91万円、4項社会教育費、図書館管理運営事業は、空調改修工事のほか図書購入費など1,060万2,000円で、今年度内の支出が見込めないため、令和4年度に事業を繰り越すものであります。

続きまして、6ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。1、追加につきましては、中学校整備事業で、馬頭中学

校舎改修工事に係る記載を追加するものであります。

2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金で限度額4,820万円に1,660万円を増額し、限度額を6,480万円とするもの、道路整備事業は、地方道路交付金事業及び町道改良補装事業費の確定により、限度額1億7,900万円に500万円を増額し、限度額を1億8,400万円とするもの、社会体育施設整備事業は、屋内水泳場整備事業費の確定により、限度額を8億2,000万円から2億1,000万円減額し、限度額を6億1,000万円とするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

10ページをご覧ください。

10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の補正額は4,221万1,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対策の影響により軽減措置した固定資産税の減収補填に係る交付金であります。

11款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は7億1,871万4,000円の増で、人口急減に伴う地域振興費や公債費など基準財政需要額の増のほか、基準財政収入額では、新型コロナウイルス感染症の影響により町民税が減収したことなどにより普通交付税が増額となったものであります。

13款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の補正額は310万円の減で、認定こども園保護者負担金260万円の減及び給食費50万円の減は、第3子以降の保育料及び給食費免除対象者の増のほか、感染症拡大の影響で休園したことによるものであります。

14款使用料及び手数料、1項6目教育使用料の補正額は500万円の減で、美術館観覧料は感染症拡大の影響による来館客の減少によるものであります。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は358万1,000円の増で、社会福祉費負担金1,100万円は障害者自立支援事業費の増によるもの、児童福祉費負担金741万9,000円の減は児童手当給付費の確定によるものであります。

11ページに入ります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は7,352万4,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,022万4,000円は国の補正予算により追加交付となったもの、個人番号カード交付補助金330万円は社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

2目民生費国庫補助金の補正額は139万5,000円の減で、児童虐待・DV対策等総合支援

事業費は会計年度任用職員人件費の減額に係るもの、4目土木費国庫補助金の補正額は878万8,000円の減で、道路橋梁費656万4,000円の減は地方道路交付金事業費の確定によるもの、住宅費補助金222万4,000円の減は、それぞれ地域住宅交付金事業費200万円の減及び住宅建築物耐震改修等事業費22万4,000円の減によるものであります。

5目教育費国庫補助金の補正額は4,821万7,000円の増で、中学校費補助金4,666万7,000円は学校施設環境改善交付金で、馬頭中学校校舎改修に係るもの、社会教育費補助金70万円の減は国宝重要文化財等整備費の確定によるもの、教育総務費補助金225万円は学校保健特別対策事業費で、各小・中学校が購入する感染症対策用品等に係るものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は462万9,000円の増で、社会福祉費負担金519万6,000円の増は、保健基盤安定費の確定による30万4,000円の減のほか、障害者自立支援事業費550万円の増によるもの、児童福祉費負担金56万7,000円の減は児童手当給付費の確定によるものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は265万7,000円の増で、総務管理費補助金275万7,000円は生活バス路線運行費で、コミュニティバス運行事業及びデマンド交通運行事業に係るもの、企画費補助金10万円の減は、わがまち未来総合事業交付金で、R293アートツアーの中止に伴うもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は4,000万円の増で、農村地域防災減災事業費は農業用ため池長寿命化計画策定事業に係るものであります。

12ページに続きます。

6目土木費県補助金の補正額は161万2,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費150万円の減及び栃木県民間住宅耐震診断助成事業費11万2,000円の減は事業費の確定によるものであります。

3項1目総務費委託金の補正額は34万2,000円の減で、衆議院議員総選挙費は選挙経費の確定によるものであります。

18款1項2目総務費寄附金の補正額は4,846万円の増で、2,060件分のふるさと納税寄附金、4目教育費寄附金の補正額は10万円の増で、教育費への一般寄附金であります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は6億5,808万2,000円の減で、歳入状況を精査し減額するもの、2目地域振興基金繰入金の補正額は3,000万円の減で、事務事業を精査し減額するもの、4目奨学金繰入金の補正額は72万円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するものであります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は109万3,000円の増で、令和2年度事

業精算確定による特別会計からの返納金であります。

13ページに続きます。

2目介護保険特別会計繰入金の補正額は994万3,000円の増で、令和2年度事業精算確定による特別会計からの返納金であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2億182万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は24万2,000円の増で、奨学金貸付金収入額の確定によるものであります。5項4目雑入の補正額は1,224万円の増で、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費168万2,000円は事業費の確定によるもの、栃木県市町村振興協会市町村交付金661万3,000円はハロウィンジャンボ宝くじの収益費を市町に交付する交付金で、額の確定によるもの、高額療養費資金貸付基金清算金294万5,000円は基金の廃止に伴う清算金、多面的機能支払交付金過年度返還金100万円は団体の過年度事業精算による返還金であります。

22款1項1目衛生債の補正額は1,660万円の増で、地域医療確保事業債は南那須地区広域行政事務組合病院負担金の確定によるもの、2目土木債の補正額は500万円の増で、道路整備事業債は地方道路交付金事業及び町道改良補装事業の確定によるもの、4目教育債の補正額は1億2,000万円の減で、社会教育債2億1,000万円の減は社会体育施設整備事業債で屋内水泳場整備工事費の確定によるもの、中学校債9,000万円は中学校整備事業債で馬頭中学校施設整備事業を追加するものであります。

15ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は465万円の増で、職員人件費500万円は退職手当特別負担金を増額するもの、総務管理費35万円の減は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による友好都市交流事業の中止に伴う補助金を減額するものであります。4目財産管理費の補正額は225万円の増で、庁舎維持管理費は消毒用アルコールなどの消耗品費のほか、体温検知システム及びリモート会議用モニターなどの備品購入費、6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,677万2,000円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費及びデマンド交通、コミュニティバス運行費の確定により、補助金を増額するものであります。

2項1目総務管理費の補正額は184万7,000円の減で、情報システム管理費20万円はリモート会議用端末購入のための備品購入費、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金184万7,000

円の減は事業費の精算に伴う財源調整による繰出金の減、産学官連携事業費20万円の減はR293アートツアーの中止に伴う負担金を減額するものであります。

2目まちづくり費の補正額は111万円の減で、まちづくり諸費は、ふるさと納税の返礼品に係る報償品費及びシステム利用のための役務費の増、委託料は元気フェスタ事業の確定により減額し、ふるさと納税により小砂環境芸術展への交付金を交付するものであります。

16ページに続きます。

4目財政調整基金等費の補正額は2億5,397万4,000円の増で、減債基金費2億2,252万1,000円は臨時財政対策債の償還や小・中学校の大規模改修、屋内水泳場などの起債償還のための財源を確保するために積み立てるもの、地域振興基金費3,145万3,000円は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は330万円で、個人番号カード交付事業費はマイナンバーカード保有者の転出・転入手続のワンストップ化に向けたシステム改修委託料であります。

5項2目町長選挙費の補正額は910万7,000円の減で、町長選挙無投票に伴い、投票管理者や投票立会人等の人件費を減額するほか、選挙事務経費、選挙運動公費負担金等を減額するもの、3目衆議院議員総選挙費の補正額は49万9,000円の減で、選挙執行経費の確定により、開票立会人報酬のほか、選挙事務経費を減額するものであります。

17ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は154万4,000円の増で、福祉基金費2,100万円は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるもの、後期高齢者医療費2,258万8,000円の減は医療費給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるもの、福祉諸費313万2,000円の増は生活困窮者就労準備事業費の過年度精算による国庫返納金、2目障害者福祉費の補正額は3,712万7,000円の増で、特定疾患患者見舞金56万1,000円は補助対象者の増に伴う扶助費の増、障害者福祉サービス事業費2,200万円は放課後等デイサービス利用者の増に伴う扶助費の増、障害者福祉諸費1,456万6,000円は障害者福祉事業費の過年度精算による国・県返納金、3目老人福祉費の補正額は121万1,000円の増で、敬老会費103万9,000円の減は事業費の確定により補助金を減額するもの、介護保険特別会計繰出金225万円は介護給付費の増に伴い繰出金を増額するものであります。

2項2目認定こども園費の補正額は2,434万5,000円の減で、ひばり認定こども園費101万5,000円は折り畳みワゴン及び子供用椅子などの備品購入費、認定こども園諸費2,536万円

の減は会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費を減額するものであります。

18ページに続きます。

3目児童措置費の補正額は1,109万円の減で、児童手当支給事業費829万9,000円の減は事業費の確定により扶助費を減額するもの、子ども家庭総合支援拠点運営事業費279万1,000円の減は会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費を減額するものであります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は86万7,000円の減で、農業総務諸費は会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、旅費を減額するものであります。

3目農業振興費の補正額は225万円の増で、多面的機能支払事業費75万円は団体の過年度事業の精算による県への返納金、農業振興諸費150万円は米消費拡大及びブランド米推進事業に係る補助金、5目農地費の補正額は4,050万円の増で、農地諸費は国庫補助金の追加決定に伴い、農業用ため池長寿命化計画策定の業務委託料であります。

19ページに入ります。

2項2目林業振興費の補正額は25万8,000円の減で、森林環境整備事業費は事業費の確定により委託料を減額するほか、翌年度以降の事業における財源確保のため、森林環境整備基金への積立金であります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は4,000万円の増で、商工業振興費は那珂川町プレミアム商品券事業の補助金を増額するもの、3目観光費の補正額は2,072万円の増で、観光施設管理費は観光施設のトイレ改修及びふるさと館の改修などの工事費のほか、ゆりがねの湯の体温検知システム購入のための備品購入費であります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は488万4,000円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費は事業費の確定により、補助金を減額するものであります。

2項3目道路新設改良費の補正額は800万円の減で、地方道路交付金事業費は町道上郷須賀川線及び薬利後沢線などの交付金事業の確定により、土地購入費のほか物件補償費を減額するものであります。

8款消防費、1項5目災害対策費の補正額は170万円の増で、災害対策費は指定緊急避難所の感染症予防対策として、ラップ式トイレ備蓄のための消耗品及び備品購入費であります。

20ページに入ります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は7万7,000円の減で、外国語指導助手設置費162万5,000円の減は事業費の確定により委託料を減額するもの、奨学金運営費154万8,000円は貸付額の確定により貸付金を減額するほか、ふるさと納税の寄附金を積み立てる奨学基

金積立金であります。

2項1目小学校費の学校管理費の補正額は273万円の増で、馬頭小学校費、馬頭東小学校費、小川小学校費は感染症対策用品購入のための消耗品及び備品購入費であります。

3項1目中学校費の学校管理費の補正額は255万4,000円の増で、馬頭中学校費、小川中学校費は感染症対策用品購入のための消耗品費及び備品購入費、学校管理諸費は修学旅行の延期に伴うキャンセル料等への補助金、3目学校施設整備費の補正額は1億5,000万円の増で、馬頭中学校施設整備費は校舎改修工事に要する工事管理委託料及び工事請負費であります。

21ページに入ります。

4項1目社会教育総務費の補正額は360万円の減で、国際交流事業費694万6,000円の減は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業の旅費及び補助金を減額するもの、教育文化基金費334万6,000円は、ふるさと納税による寄附金及び財産処分に係る積立金を積み立てるものであります。3目図書館費の補正額は1,060万2,000円の増で、図書館管理運営費は小川図書館空調修繕工事費のほか、空気清浄機及び図書の購入費、4目文化費の補正額は140万円の減で、文化財費は事業費の確定により作業用消耗品及び仮設トイレのくみ取り料、賃借料のほか、発掘作業委託料を減額するものであります。5目美術館費の補正額は110万円の減で、美術館管理運営費は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小したため、印刷製本費及び借上料を減額するものであります。

5項2目保健体育施設費の補正額は1億2,500万円の減で、体育施設整備事業費1億2,600万円の減は屋内水泳場整備工事の確定により工事費を減額するもの、国体準備事業費100万円は国体ゲートボール会場の不陸調整に伴う工事費であります。

22ページに続きます。

3目給食センター費の補正額は130万円の増で、学校給食センター管理運営費は昇降式保管庫蒸気配管取替工事に要する工事費であります。

23ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続いて、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は184万7,000円の減で、事業費の確定に

伴い財源を調整したことにより、繰入金を減額するものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は384万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は200万円の増で、ケーブルテレビ施設管理運営費は町道南町下り藤線ケーブル張替工事などに係る工事費であります。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時30分

○議長（鈴木 繁） 再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の補正額は5,044万1,000円の増です。普通交付金の増は療養給付費及び高額療養費の増を見込むものです。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は3,327万5,000円の増で、前年度繰越金です。

9款諸収入、2項8目雑入の補正額は428万4,000円の増で、概算払いにより支払った令和2年度保険給付費の精算金であります。

8ページ、歳出に移ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は5,829万1,000円の増で、療養給付費の増を見込むものです。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は310万円の増で、高額療養費の増を見込むものです。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は1,999万9,000円の増で、国民

健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう積立てをするものです。

8 款諸支出金、1 項 3 目保険給付費等交付金償還金の補正額は661万円の増で、過年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 7 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は124万6,000円の増で、保険料の精査によるものです。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は43万9,000円の減で、健診事業の実績等によるものです。

2 目保険基盤安定繰入金の補正額は40万6,000円の減で、負担金の額の確定によるものです。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は459万9,000円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に移ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は527万6,000円の増で、保険料の増及び保険基盤安定費の減によるものです。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は137万円の減で、受診者数の確定によるものです。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は109万4,000円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金です。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は530万8,000円の増で、第 1 号被保険者の所得段階の変更による増額です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は310万円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

2 項 1 目調整交付金の補正額は1,384万8,000円の増で、普通調整交付金の交付割合が増えたことによる増額です。

4 目保険者機能強化推進交付金の補正額は55万7,000円の増で、自立支援・重度化防止に向けた保健所機能を強化することを目的する交付金で、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。

5 目保険者努力支援交付金の補正額は62万7,000円の増で、介護予防・健康づくり等に資する取組を目的とする交付金で、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は486万円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は275万円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

8 ページに移ります。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は3,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は225万円の増で、介護サービス給付費の増による町負担分の増額です。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は2,669万7,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページ、歳出に移ります。

2 款保険給付費、1 項 4 目施設介護サービス給付費の補正額は1,000万円の増で、施設入所者の増による増額です。

8 目居宅介護サービス計画給付費の補正額は300万円の増で、ケアプラン作成に係る対象者の増による増額です。

4 項 1 目高額介護サービス費の補正額は500万円の増で、高額介護サービス費支給対象者の増によるものです。

6 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は3,029万6,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

8 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は176万円の増で、令和 2 年度分地域支援事業費及び事務費交付金・災害臨時特例補助金・介護給付費財政調整交付金に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

10ページに移ります。

2項1目繰出金の補正額は994万4,000円の増で、同じく令和2年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

以上で、一般会計並びに特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑ありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一） 一般会計、18ページですね。5款1項3目農業振興諸費150万円、先ほど、米消費拡大ブランド米推進事業という事業だそうです。

このブランド米というのは、那珂川町全体の米を指しているのでしょうか、それとも、ブランド米ということですから、特定の食味がよい地域の米のことを指しているのか。ただ、150万円という、なかなか町全体の米を全部ブランド米ということにはならないと思うんです。このことについて1点。

それと、もう一つ、5目農地費の農地諸費、これは、ため池長寿化計画事業4,000万円、県の補助金ですよ。丸々100%の補助金です。今、町には、ため池が17か所あると思います。今回4か所と、先ほど説明を受けました。1か所1,000万円というお金がかかるわけですよ、17か所あると1億7,000万円というわけですけども、今まで17か所のうち、何か所やっているのでしょうか。

1回目お願いします。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） それでは、小川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、米の消費拡大及びブランド化ということで、前回の全員協議会の中でお話をしたところですが、現在、米の価格が大幅に下落しているところがございます。何とか那珂川町産の米を高く売る方法、また消費拡大に向けた取組をするということで、予算措置をさせていただいたところがございます。

先ほどのご質問では、特定の地域だけなのかというようなご質問だったと思いますが、現在、中山間地域活性化協議会で、一応ブランド米の研究会を発足しまして、どのように進め

るかということで進めているところでございます。それに合わせまして、町でも食味計測計を購入してございます。

ブランド米といいますと、やはり食味であったり、いろんな項目である程度の基準を設けて、那珂川町産のブランドということで販売につなげていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

2点目のため池の長寿命化の計画の策定でございますが、議員がおっしゃるように、那珂川町のため池の中で指定を受けているのが、17ため池がございまして、令和3年度もため池の計画を策定しているところなんです、令和3年度末で6か所のため池の計画策定が完了いたします。残りが11ため池がございまして、今回、4ため池につきまして補正予算で対応させていただきまして、残りの7ため池につきましては、新年度予算で計上させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一） 食味を測って消費拡大につなげたいというわけですけども、食味については、農協あたりでこれを測って、その産地、例えば今だと、馬頭町の東部地区がおいしい米だと言われてはいますが、やっぱり小川地区だっっておいしい米はあると思うんです。やっぱり全体的な食味というのを把握するべきだとは思いますが、こういうことをやって、今、米がどんどん安くなっていると。これを少しでも消費拡大につなげるということですから、150万円という大変小さい金額ですけども、これを農家のために頑張っていたらいいと思います。

それとあと、2番目のため池の件なんですけれども、あと7か所あるわけですね。これ、1か所1,000万円という大きな金がかかかります。これも県の100%の補助ということなんですけれども、これからも県とか国の補助は受けられるんでしょうか。今のまま、大きな、あと7か所7,000万円、そういう補助が受けられる予定でしょうか。お願いします。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） ため池の計画策定の補助金でございますが、今年度末に一応県から、残りのため池を調査する補助金につきまして、予定ではございますが、内示といたしますか、ございました。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典） 5番、小川正典です。

一般会計補正予算の19ページ、6款商工費、3目観光費、17節の設備購入費でございますけれども、先ほどのご説明ですと、まほろばにサーマルカメラを設置するというお話でございました。

今後、これからまた審議されるまほろば指定管理者なんですけれども、備品も含めて町が準備するのか否かと。町が例えば備品を準備するとすれば、金額といたしますか、どの辺まで町として準備されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） それでは、備品購入のサーマルカメラの部分で、まほろばの湯と観光センターに設置するという事で予算措置、計上させていただいたところですが、一応指定管理者とは、修繕等の協定等は結んでいるところですが、今回のサーマルカメラにつきましては、新型コロナウイルスの特別な影響がございまして、それに対応するという事で、今回予算措置をさせていただいたところですが、明確なそういった取決めはございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 1点だけお伺いします。

一般会計のほうの17ページ、一番下のところなんですけれども、認定こども園の認定こども園諸費が減額になっています。この内容を教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 川俣議員の質問にお答えいたします。

3款2項2目認定こども園費の1節の報酬について、2,200万円の減額ということですが、当初予算で37名分の会計年度任用職員を予算化していただきましたが、実際には27名ということで、10名分の金額を減額するものですが、ただ10名分といいましても、朝の早番ですね、早朝の保育に2時間程度出いただく方、各園2名予算化しておりまして、3園でございますので、10名のうち6名は、早番もしくは遅番の会計年度任用職員の保育教諭ということでございます。

それに伴いまして、3節の職員手当と期末手当になりますが、今申し上げました遅番・早

番、それから、それ以外の日中の部分の会計年度任用職員の保育教諭、採用できなかった、雇用できなかった方々に計上いたしました期末手当になります。

また、8節旅費について、こちらも同じく費用弁償、通勤手当分ですね、そちらになります。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美） 一般会計補正予算書のほうで、1点だけお伺いいたします。

10ページ歳入の11款地方交付税7億1,871万4,000円増額されています。その増額の要因として、基準財政需要額の増と住民税減収分ということですが、昨年よりも2億円以上の増となっています。この内訳について、分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩） 普通交付税の昨年度から比較しての増額の要因というご質問でございますが、まず需用費といたしまして、高齢者福祉費、地域振興費というような費目がございます。65歳以上人口の方の需用額ということで、そちらが2,000万円程度、地域振興費のほうで4,600万円程度増しております。それと、公債費ということで、合併特例債の償還費のほうも増額になっておりますので、そちらでも3,000万円程度増額となっております。

一方、収入額のほうとしましては、町民税の減収が、法人町民税等が主なものになりました。これで約6,000万円程度減額となっているような状況となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第15号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決すること異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第21、議案第20号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理

者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第20号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設の管理を行わせるため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものです。

これらの施設は、現在、株式会社まほろばおがわを管理者として管理を行わせておりますが、3月31日をもって指定の期間が完了することから、改めて株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） 補足説明いたします。

まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町町営温泉源泉施設となります。

次に、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ代表取締役、福島泰夫となります。

最後に、指定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間になります。

続きまして、概要等につきましてご説明いたします。

参考資料をご覧ください。

名称及び所在地、主な施設の概要につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、指定管理者が行う業務の範囲ですが、1、施設及び設備の維持管理等に関することについては、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、2、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、指定管理者に指定する法人及び指定の期間ですが、先ほどご説明したとおりとなり

ます。

次に、利用料金収入等の取扱いですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入として収受、管理運営に充当するなど3項目となります。

次に、指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額1,600万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、候補者選定の経緯であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募としております。

その理由としまして、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成18年度から指定管理者として16年間にわたって管理運営を行ってきた経緯のほか、温泉事業を通じて温泉利用者等の健康増進や安らぎと憩いの場を提供するなど、長年の管理運営の実績を踏まえ、現在の指定管理者に通知、1月31日に申請書を受付し、その後、書類を審査した結果、指定管理者の候補者として株式会社まほろばおがわを選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 指定管理料1,600万円について、今年度から1,600万円がつくようになりました。それまではありませんでした。

その1,600万円をつけるときに、1年限りということ、指定管理者には適切な管理が行われたかどうか見直すと、そのために1年間とするということだったんですけども、昨年度出されたもので、改善策というのが8項目書かれていたと思いますが、その改善策、どの項目に手をつけて、どう改善がなされているか、あるいはできなかったのか、その点を明らかにしてほしいと思います。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。

考えられる改善策ということで、8項目ほど挙げさせていただいたところがございます。

1つ目としまして、営業時間等の見直しということで、開館時間の延長ということで、30分延長して、午後9時だったものを9時半までというような改善をしたところでございます。

また、ロジの宿泊の充実ということで、これにつきましては、やはりコロナの影響によりまして、新たな取組というものは現在できていない状況でございます。

売店商品の充実ということで、できる限り地元産の特産品等を販売するというところで、これにつきましては、充実をさせて実施をしてきているところでございます。

もう一点、不採算部門の見直しということで、レストラン部門であったりスナック部門、なかなか採算が取れないというような状況でございます。現在まで、できる限り人員も最低の人員で対応したりとか、やってきたところでございますが、やはりこれにつきましても、コロナの影響で外食の自粛等ございまして、この辺の抜本的な見直しをしていこうというところまでは、いっていないところでございます。

もう一点、健康機器コーナーにマッサージ師等の配置ということですが、これにつきましては、施設内に部屋を確保してというようなことが必要でございまして、その辺、売上げの改善がない中で、そういった改修もできないような状況でございます。

源泉の入浴剤等の商品化ということで挙げたところなんですけど、これにつきましても、まだ取組はされていないということです。

あと、入館料の値上げということでございますが、平成29年度に一時値上げをして、大幅に利用者が減ったというような状況がございます。やはり入場料等の値上げを考えるのであれば、それに見合ったサービス等の向上というのがなくてはならない部分でございますので、その辺についてもまだできていない状況です。

もう一点、最後でございますが、外部人材の登用ということで挙げさせていただいているところですが、なかなか、やはり新型コロナウイルスの影響によりまして、外出の自粛であったり、そういった影響を大きく受けている中でございまして、なかなかそこまでの費用を現在、捻出できないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） ほとんどできなかったというふうに言ってもいいと思います。明確に変えたというところは、もう一度そのところだけおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） 明確に変えたというのは、1点目に答弁

いたしました開館時間の延長という部分でございます。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 今まで指定管理料というのがなかったのが、1,600万円つけるようになったということで、やはり注目していたわけですよ、どういう改善がなされるのかなと。ところが、先ほど課長がおっしゃった改善策、これ文言を見ると、昨年度と全く一言一句違くないんです。それで、おまけに、開館時間じゃなくて閉館時間となっていたり、間違いも一緒なんです。そういうことで私は、まほろばの温泉が正常に運営されるように見直しがあったとは、そういう方向に向かっているとは認められないというふうに思います。

もう少し真剣に、私は計画を練っていただきたい。外部の人材の登用ということを考えているということなんです。言い過ぎかもしれませんが、今までずっとやってきた方たちではなくて、もっと本当に真剣に、まほろばの湯をどうするのかと、町の大切な資源として発展させるためにどうするのかと、もっと真剣に考える人たちでやってもらいたいという思いがあります。

そういうことで、この議案には反対をいたします。

○議長（鈴木 繁） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁） 起立多数と認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁） 日程第22、議案第21号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」について、利用者の利便性の向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者の候補者、有限会社星種豚場を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） 補足説明いたします。

まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」になります。

次に、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町馬頭2444番地、有限会社、星種豚場代表取締役、星 正美となります。

最後に、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間になります。

続きまして、概要につきましてご説明いたします。

参考資料をご覧ください。

名称及び所在地、主な施設の概要につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、指定管理者が行う業務の範囲ですが、1、施設の維持管理及び運営に関する事、2、施設の利用の許可に関する事、3、施設利用の許可の取消、利用の制限及び停止に関する事になります。

次に、指定管理者に指定する法人及び指定の期間は、先ほどご説明したとおりとなります。

次に、利用料金収入等の取扱いにつきましては、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で町長の承認を受けて定め、収入し、管理運営費に充てるものです。

次に、指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額460万円を限度に年度協定で定め、指定管理者に支払います。

最後に、候補者選定の経緯であります。募集方法は公募であり、応募のあった2事業者を対象に選定委員会を開催し、書類審査、事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。その結果を受けまして、指定管理者の候補者として有限会社星種豚場を選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、大金 清議員。

○2番（大金 清） 今回、公募ということで、2業者があるということなものですから、あと一社の業者はどんな業者だったのか、その辺1点だけ伺いいたします。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） ご質問にお答えいたします。

もう一つの事業者につきましては、共同事業体ということで、医療法人と社会福祉法人の共同の事業体でございました。

以上です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 差し支えない範囲で答えていただきたいんですが、選定理由の中に優れた提案ということが書かれていますが、どの点が優れていたんでしょうか。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） ご質問にお答えいたします。

どの点が優れていたということでございますが、星種豚場につきましては1期経過をいたしまして、町で直営していたときより利用者増等を図ってきているところです。また、地域との連携等、やはり地元事業者でございますから、その辺の連携をした誘客等を図るという

ところが優れていましたし、また、先ほど申し上げました今までの実績において、優れていたというところがございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 今までの実績ということは、それは新しいところはそれがないわけですから、それで判断してしまうと、同じ業者がずっと続くということになると思うんですが、ということは、もう一社、共同体の1社というのは、その点は、採用になったところに比べれば、やっぱり劣っていたということなんですか。

○議長（鈴木 繁） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮） お答えをいたします。

今回、指定管理者としてならなかった事業体につきましては、このような宿泊施設の運営等の経験がないというようなことございまして、安定した経営等ができるというような判断ができないということで、このような形になったところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅） 要望なんですけれども、それだったらそのことを、今まで経験ないというように、そちらに指定することは難しかったというようなことを書かれていれば、ああそうかとすぐ分かると思うんですけれども、ここに書いてあるのは、あくまでも最も優れた提案ということですから、それだと、どうしてかなと思ってしまうので、これからはよく分かるような書き方をしていただきたいと。要望です。

○議長（鈴木 繁） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について

ては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木 繁） 再開いたします。

◎議案第22号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（鈴木 繁） 日程第23、議案第22号 令和4年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第24、議案第23号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第25、議案第24号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第26、議案第25号 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第27、議案第26号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第28、議案第27号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第29、議案第28号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第30、議案第29号 令和4年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第22号から議案第29号、令和4年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当た

って所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は、長期化する新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動が低下している状況ではありますが、ワクチン接種の進展により、経済活動の回復が期待されているところであります。

このような中、国の令和4年度一般会計予算であります。令和3年度補正予算と一体として新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るため、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに備えるためのワクチン・治療薬の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進するほか、アフターコロナの新しい社会を見据え、成長戦略・分配戦略などに基づき予算を重点配分したところ、前年度比0.9%増の107兆5,964億円としました。

栃木県の令和4年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナにおける新たな日常への対応、DX・脱炭素化の推進のほか、いちご一会とちぎ国体の積極的な展開とともに、とちぎ未来創造プランと栃木創生15戦略に掲げる政策を推進する予算として、2年連続で1兆円を超える1兆86億円となっております。

本町の令和4年度当初予算につきましては、第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画での各種施策の達成に向けて着実に推進していくとともに、那珂川町人口ビジョン及び那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標や重要業績評価指標を達成するほか、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に求められる各事業を推進していく予算を計上いたしました。

また、予算編成においては、町民の安心・安全な生活基盤を構築するために、町の厳しい財政状況を踏まえつつ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を検証して予算の編成に取り組んでまいりました。

令和4年度の主な事業としましては、新規オープンする屋内水泳場の管理運営費やケーブルテレビの全線光ケーブル化に向けた実施設計業務のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、上郷須賀川線、薬利後沢線をはじめとする町道の改良舗装事業などを計上いたしました。

その他、新規の事業としましては、移住・定住を促進するための分譲宅地整備事業、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応として、サテライトオフィス事業のほか、証明書交付における利便性の向上を図るため、コンビニ交付導入事業費などを計上いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は137億3,650万円となり、前年度と比較して8億2,590万円、5.7%の減となりました。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の予算額であります。80億3,000万円で、前年度と比較すると9億2,000万円、10.3%の減となりました。この減額の主な要因は、屋内水泳場整備事業が完了したことによるものであります。

なお、増額になったものは、新たな屋内水泳場の運営に係る体育施設管理費や定住のための分譲宅地整備事業、いちご一会国体準備事業費などでありました。

一般会計の歳入であります。町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度は減収見通しとしておりましたが、国の経済対策やワクチン接種の促進により緩やかに回復していくことを見込み、3,330万円の増としました。

地方譲与税は、森林環境譲与税につきましては、譲与額の増により、691万9,000円の増額を見込みました。

法人事業税交付金は、法人事業税の収入に対する交付率の改定により、1,300万円の増額を見込みました。

ゴルフ場利用税交付金は、利用者の増により、500万円の増額を見込みました。

地方交付税は、普通交付税において、交付税への算定基礎となる国勢調査人口の減少や基準財政収入額である町税収入の増に伴い5,000万円の減額を見込み、前年同額の特別交付税と合わせて28億5,000万円としました。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は増となるものの、屋内水泳場の完成による減により、1億452万円の減額を見込みました。

県支出金につきましては、農村地域防災減災事業費や県単農業農村整備事業費の増により、1億1,465万1,000円の増額を見込みました。

繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民負担への影響を避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへ基金からの繰入れを行うこととして、8億3,796万5,000円を計上いたしました。

また、町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債を起債することとし、臨時財政対策債を含め、4億1,800万円を計上しました。

続きまして、令和4年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に、説明

資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、「1 快適に暮らせるまちをつくる」であります。 (2) 都市基盤の整備のうち、①道路の整備では、上郷須賀川線、薬利後沢線を含め、11路線を重点的に整備することといたしました。④宅地の整備では、移住・定住を促進するため、未利用公共施設の土地を活用した分譲宅地整備のための費用を計上しました。

(3) 生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、武茂川の浸水想定区域の見直しにより、ハザードマップの更新に要する経費のほか、町消防団団員報酬及び団員出動報酬の見直しを実施し、消防管理運営費を拡充するとともに、消防施設整備事業では、北向田地区のポンプ車更新費用を計上しました。

5ページに続きます。

⑥社会資本の長寿命化では、橋梁長寿命化事業で、下坪橋、上高野1号橋、仁中隧道などの修繕に要する経費を計上いたしました。

「2 元気で明るく暮らせるまちをつくる」の(1)医療・保健の充実では、健康づくり推進事業で屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業を拡充するほか、母子保健事業で先天性股関節脱臼健診費の助成事業を新規で実施、子宮頸がんワクチン接種事業の積極的勧奨による拡充、新型コロナウイルスワクチン接種事業を拡充するなど、各種保健事業を実施する経費を計上しました。

(2) 高齢者福祉・社会福祉の充実では、重度心身障害者医療費助成事業で給付対象者の追加により拡充するほか、地域づくり推進事業や介護予防事業、障害者福祉サービス事業をはじめ、各種事業を実施する経費を計上いたしました。

6ページに続きます。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実では、放課後児童クラブ運営事業で小川放課後児童クラブの児童の増により1単位を増加するほか、子育て支援センター運営事業や子ども家庭総合支援拠点運営事業、子育て世帯特産品給付事業など、子育てに優しい環境をつくるための経費を計上いたしました。

「3 人を育むまちをつくる」の(1)学校教育の充実では、外国語指導助手の設置やICT支援業務など、各学校の教育振興のための経費のほか、馬頭高等学校に通う生徒に対する通学費等の補助金を計上いたしました。

7ページに続きます。

(2) 生涯学習の充実では、那珂川町コミュニティスクールが全小・中学校の5校で本格運用するほか、各種教室や講座の開催など社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上いたしました。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興では、新規オープンする国内水泳場のオープニングイベントに係る経費や管理運営費のほか、いちご一会とちぎ国体に要する経費を計上するとともに、各種スポーツ大会の開催や体育施設の維持管理運営のための経費を計上いたしました。

(4) 文化の振興では、郷土資料館及びなす風土記の丘資料館の展示室改修工事に係る経費のほか、馬頭広重美術館の管理運営費や文化振興の充実及び芸術文化活動の推進に係る経費を計上いたしました。

「4活力をおこすまちをつくる」の(1)農林水産業の振興では、農業基盤の整備や畜産振興などの事業費を計上いたしました。

8ページに続きます。

林業の振興では、引き続き八溝材の利用拡大と移住・定住促進のための木材需要拡大事業を実施するとともに、森林環境整備事業では里山管理業務のための経費の計上いたしました。

(2) 商工業の振興では、農業・商工・観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商工業者の経営支援を融資事業により実施する経費を計上いたしました。

(3) 観光の振興では、豊島区でのイベントやイベントプロデュースなどの事業費を計上するほか、各観光施設等の管理運営費を計上するとともに、観光協会等とも連携し、道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光・地域情報のPRを強化する経費を計上いたしました。

「5人と自然が共生するまちをつくる」の(2)生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

(3) 循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業のほか、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、電気自動車に対する補助金を新規で追加するとともに、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上いたしました。

9ページに続きます。

「6ともに考え行動するまちをつくる」の（1）行財政の健全化では、個人番号カード推進事業費でマイナンバーカードの普及と証明書交付における利便性向上のため、コンビニ交付導入事業費を計上いたしました。

（2）住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る施策として、なかがわ元気フェスタに係る経費のほか、産学官連携事業、地域おこし協力隊事業の経費を計上しました。

（3）地域間連携・交流の促進では、ふくろう協定を締結しております東京都豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者のほかスポーツ推進員を派遣し、視察・交流を実施する経費を計上いたしました。

「7まちづくりの重点プロジェクト」のうち（1）「雇用の創出」推進プロジェクトでは、町内に働く場を確保し、雇用の創出に係る施策として、企業立地奨励事業や雇用促進奨励事業に係る経費を計上するほか、地域資源を生かした新たな産業の創出を目指す食と農の拠点整備事業を推進いたします。

（2）「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、認定こども園の管理運営で大型遊具設置に係る費用を計上するほか、結婚し安心して子育てができる環境整備に係る施策として結婚促進事業や不妊治療費助成、産前・産後サポート事業を実施する子育て世帯包括支援センター事業、子育て支援住宅運営事業などを実施する経費を計上しました。

（3）「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクトでは、サテライトオフィス事業を新規計上するほか、定住や町外からの移住の促進、関係人口や交流人口の増加に係る施策として移住・定住モニターツアー事業や観光モニターツアー事業を支援し、人口減少対策に取り組む経費を計上いたしました。

（4）「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、時代に合った地域をつくり、安心・安全な暮らしを守るための施策として、ケーブルテレビ事業繰出金のうち、全線光ケーブル化に向けた施設整備実施設計業務のほか、地域防災計画に基づく防災対策事業、町民の健康づくりを促進する事業を位置づけ、住みよいまちづくりを目指す経費を計上いたしました。

10ページに続きます。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。全線光ケーブル化に向けた施設整備実施設計業務を実施するとともに、指定管理者業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移

設工事に係る経費が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業に係る経費が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業に係る経費が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業、包括的支援事業に係る経費が主なものであります。

11ページに続きます。

下水道事業特別会計であります。施設の維持管理や管路耐震補強工事に係る経費が主なものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設の維持管理費に係る経費が主なものであります。

最後に、水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に係る経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信と令和4年度予算の提案説明とさせていただきます。

○議長（鈴木 繁） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（鈴木 繁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

議案第22号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

◎休会について

○議長（鈴木 繁） お諮りします。

休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月5日から3月14日までの10日間は本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁） 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月14日までは本会議を休会とすることに決定しました。

3月5日から3月14日までは本会議を休会とします。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分